

甲賀市とびわこ成蹊スポーツ大学との連携に関する協定書

甲賀市（以下「甲」という。）とびわこ成蹊スポーツ大学（以下「乙」という。）は、相互に連携・協力を行い、相互の発展、地域社会の活性化と人材の育成に資するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が包括的な連携のもと、スポーツ振興、教育、まちづくりなどの分野において相互に協力し、事業の円滑かつ効果的な実施に資することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、主に次に掲げる事項について、相互に合意した具体的な事業について協働で取り組む。

- （1）サッカー競技をはじめとするスポーツ文化の普及・振興及びスポーツ交流に関する事項
- （2）競技力向上に関する事項
- （3）健康増進及び体力向上に関する事項
- （4）甲賀市の次世代を担う、子どもや青少年の教育・健全育成に関する事項
- （5）観光・経済・地域の活性化及び若者定着に関する事項
- （6）その他甲及び乙が協議して必要と認める事項

（連携推進体制）

第3条 前条の連携事項を推進し、定期的な検証を実施するために、必要な会議を設置する。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、この協定に基づく活動において知り得た秘密事項について、第三者に漏洩・開示してはならない。ただし、事前に双方において合意した場合はこの限りでない。

（協定期間）

第5条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日から1か月前までに甲又は乙から改廃の申し入れがないときは、さらに1年間更新するものとし、その後もまた同様とする。

（定めのない事項）

第6条 この協定に定めるもののほか、甲と乙との連携に関し必要な事項については、両者協議のうえ別に定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成27年10月7日

甲 甲賀市水口町水口6053番地

甲賀市長




乙 大津市北比良1204番地

びわこ成蹊スポーツ大学

学 長


